

## 令和6年第2回安平町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月11日（月曜日）午後1時00分開会

1 招集年月日 令和6年3月11日（月曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員 5番 田村 興文、6番 工藤 隆男

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章  
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
産業振興課長 森池 和哉	建設課長 塩谷 慎嗣
建設課参事 伊藤 富美雄	健康福祉課長 阿部 充幸
健康福祉課参事 小坂橋 憲仁	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄

○ 議事日程（第3号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1	議案第7号	安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第2	議案第8号	安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第3	議案第9号	安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第4	議案第10号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第5	議案第11号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第6	議案第12号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第7	議案第13号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第8	議案第14号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第9	議案第15号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第10	議案第16号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第11	議案第17号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第12	議案第18号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第13	議案第19号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第14	議案第20号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第15	議案第21号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第16	議案第22号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第17	議案第23号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第18	議案第24号	安平町地域福祉総合計画の策定について
日程第19	議案第25号	安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について
日程第20	議案第26号	安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第27号	安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第28号	安平町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第29号	安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第30号	安平町キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第31号	安平町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第26	議案第 32 号	安平町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第 33 号	安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第 34 号	安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第 35 号	安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第 36 号	安平町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第 37 号	東胆振 3 町介護認定審査会共同設置規約の変更について
日程第32	議案第 38 号	東胆振 3 町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について
日程第33	議案第 39 号	令和 6 年度安平町一般会計予算について
日程第34	議案第 40 号	令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第35	議案第 41 号	令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第36	議案第 42 号	令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第37	議案第 43 号	令和 6 年度安平町水道事業会計予算について
日程第38	議案第 44 号	令和 6 年度安平町下水道事業会計予算について
日程第39	意見案第 1 号	被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）について
日程第40	意見案第 2 号	物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書（案）について
日程第41	意見案第 3 号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）について
日程第42		議会広報特別委員会委員の選任について
日程第43		議員派遣の件について
日程第44		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第45		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第46		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 7 号 ～ 日程第38 議案第44号

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原 直 治
8番	箱 崎 英 輔

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

- 議長（多田政拓君） ご苦労様です。3月8日に引き続き議会を再開します。只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
- 会議に入る前にご報告します。説明員の税務住民課佐々木参事並びに水道課蟹谷課長は欠席する旨連絡がありましたのでご報告します。

---

### ◎ 日程第1～3 議案第7～9号

- 議長（多田政拓君） 日程第1、議案第7号から日程第3、議案第9号までの安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを一括して議題とします。提案説明を求めます。

[木林総務課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） 安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。議案第7号から議案第9号まで一括してご提案申し上げます。

#### 議案第7号

安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了する者  
小野寺 捷 令和6年4月30日満了
- 2 安平町固定資産評価審査委員会委員に選任しようとする者  
小野寺 捷 令和6年5月1日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町固定資産評価審査委員会委員として、上記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

#### 議案第8号

安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了する者  
添 谷 信 隆 令和6年4月30日満了
- 2 安平町固定資産評価審査委員会委員に選任しようとする者  
添 谷 信 隆 令和6年5月1日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町固定資産評価審査委員会委員として、上記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

#### 議案第9条

安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了する者  
園 部 理 恵 令和6年4月30日満了
- 2 安平町固定資産評価審査委員会委員に選任しようとする者  
園 部 理 恵 令和6年5月1日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町固定資産評価審査委員会委員として、上記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

只今説明しました議案第7号から議案第9号までの3名の方々におかれましては任期満了に伴う留任です。なお、留任される3名の方々の住所、生年月日、職業、略歴につきましては記載のとおりです。また、任期につきましては令和6年5月1日から令和9年4月30日までの3年間となります。

以上、ご説明申し上げご審議の上ご同意下さいますようよろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、議案第7号から議案第9号までに対する質疑を一括してお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。それでは議案第7号について討論を行います。まず本件に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案に同意することに決定しました。

---

◎ 日程第4～17 議案第10～23号

○議長(多田政拓君) 日程第4、議案第10号から日程第17、議案第23号までの安平町農業委員会委員の任命についての14件を一括して議題とします。提案説明を求めます。

[木林総務課長挙手]

○議長(多田政拓君) 総務課長。

○総務課長(木林直樹君) 安平町農業委員会委員の任命について、議案第10号



から議案第23号まで一括してご提案申し上げます。

#### 議案第10号

##### 安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
鍋 野 高 志 令和6年5月14日

##### (提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

#### 議案第11号

##### 安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
岩 倉 啓 一 令和6年5月14日

##### (提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

#### 議案第12号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
梶 原 和 亀 男                      令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

#### 議案第13号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
梅 田 鋭 敏                      令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

#### 議案第14号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
谷 口 龍 治 令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

#### 議案第15号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者

武 田 信 一

令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

議案第16号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
宮 内 康 博 令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

議案第17号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
南 美 彦 令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

議案第18号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
横 澤 和 子 令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

議案第19号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
池 田 直 樹 令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

#### 議案第20号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
富 樫 瑛一郎 令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

#### 議案第21号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者

阿 部 修 一 令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

議案第22号

安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者

辻 信 芳 令和6年5月14日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

続きまして、

## 議案第23号

### 安平町農業委員会委員の任命について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町農業委員会委員に任命しようとする者  
秋 田 実 令和6年5月14日

#### (提案理由)

任期満了に伴う安平町農業委員会委員として、上記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

只今ご説明しました議案第10号から議案第23号までの安平町農業委員会委員に任命しようとする方々の住所、生年月日、職業、略歴は記載のとおりです。

引き続き任命同意の議案提出に至る補足説明を致します。議案第10号の鍋野高志氏から議案第23号の秋田実氏までの14名の方々の任命手続きについては、法令に規定するもののほか安平町農業委員会の委員の選任に関する規則第2条の規定に基づき、農業者からの推薦及び農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦を求めるとともに、一般募集としてそれぞれ本年1月5日から2月1日までの間、広報あびら1月号及び町ホームページにおいて募集手続きを進めてきました。その結果、農業者からの推薦が1名、農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦が12名で、一般応募が1名、合わせて14名の推薦・応募があったところです。その後2月5日に町長より諮問を受け、安平町農業委員会の選任に関する規則第6条第1項の規定による選考委員会を2月8日に開催し、副町長を委員長として、総務課長、産業振興課長、農業委員会事務局長並びに外部委員の計5名で審議を行い、農業委員会委員の選考にあたっての法的要件である、認定農業者については12名で過半数を超え、農業者以外の方も1名、また、女性・青年の積極的な登用に努め、農業委員会委員候補者として14名を決定の上その旨町長へ答申し、今議会において任命同意案として提出するものです。



なお、いずれの方々も安平町農業委員会委員として人格・識見とも適任の方々です。また、任期につきましては令和6年5月14日から令和9年5月13日までの3年間となります。

以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご同意下さいますようよろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので議案第10号から議案第23号までに対する質疑を一括してお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

それでは議案第10号について討論を行います。まず、本件に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第10号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第11号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第12号を採決します。  
本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案に同意することに決定しました。  
次に議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第13号を採決します。  
本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案に同意することに決定しました。  
次に議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第14号を採決します。  
本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案に同意することに決定しました。  
次に議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第15号を採決します。  
本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第15号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第16号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第16号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第17号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第18号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第18号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第19号を採決します。  
本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第19号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第20号を採決します。  
本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第20号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第21号を採決します。  
本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第21号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第22号を採決します。  
本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第22号は原案に同意することに決定しました。

次に議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第23号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第23号は原案に同意することに決定しました。

---

◎ 日程第18 議案第24号

○議長（多田政拓君） 日程第18、議案第24号安平町地域福祉総合計画の策定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 議案第24号朗読

議案第24号

安平町地域福祉総合計画の策定について、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及川秀一郎

（提案理由）

安平町地域福祉総合計画の策定について、安平町議会基本条例第3条の規定により提案するものである。

それでは安平町地域福祉総合計画についてご説明致します。

まず、この計画の策定に関してこれまでの経緯を含めご説明致しますが、地域における福祉施策や住民の福祉活動が総合的かつ効率的に展開されるよう平成15年の社会福祉法の改正により地域福祉計画の策定が明文化され、これに基づいて平成21年に安平町地域福祉総合計画を策定致しました。この計画の期間は5年間となっており、計画の進捗状況や社会情勢などの変化、また、地域福祉施策の動向などを踏まえて必要に応じて内容を見直すということになっていることから平成26年に第2期の計画を策定しました。

第3期計画の策定にあたっては、第1期計画、第2期計画を踏まえパブリックコメント及び議員皆様にご意見とご理解をいただきながら令和2年に策定しております。

今回の第4期計画策定にあたり現在のニーズ、また、今後予想される社会情勢や地域福祉の動向を踏まえた上で継続して実施すべきもの、また、あるいは新たに計画に盛り込むものを精査致しました。

今後重要となります地域包括ケアシステムについてですが、医療や介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保される体制の整備・構築が急務であることから、各種計画と整合性を図りながら素案を作成し、令和5年12月14日に安平町地域福祉総合検討推進会議地域福祉部会、また、パブリックコメントを令和5年12月5日から令和6年1月19日まで実施し、多くのご意見を反映させていただきました。その後、令和6年2月26日に議会全員協議会でご説明をさせていただきました。町の基本構想である安平町総合計画を上位計画として、今後の安平町における地域福祉を確立させるための基本的方向性を示すものであり、個別計画に共通する課題や個別計画に含まれない施策についての取組みを提示する計画として位置付けております。

本計画は5章立てで構成されており、第1章は計画の策定にあたってとし、本計画策定にあたり基本的な考え方について記述しております。

第2章は地域福祉を取り巻く現状と課題とし、安平町の人口・年齢割合、要支援者などの現状、地域福祉の現状についてグラフを用いて記述しております。

第3章は計画の基本理念と基本目標とし、笑顔あふれる助け合い・支え合いのまち あびらを基本理念と定めております。基本目標については、基本理念の実現に向けて5つの目標を定めております。

第4章は施策の展開とし、第3章での基本目標達成に向けて町民の役割、地域の役割、町の役割についての具体的な取組みについて記述しております。

第5章は計画の推進とし、本計画の普及啓発やPDCAサイクルによる進行管理を行っていくことの記述となります。

以上、各章立てについてご説明致しましたが、この計画を推進していく上で町民個人とその方を取り巻く地域で暮らす方々、また、色々な団体や関係機関などと行政が連携して一体的な取組みをしていくという部分が重要であると考えております。また、町として社会情勢の変化により地域福祉を推進するための方策を時代の変化に対応することは当然ですが、地域福祉の理念という点については変わることはないこと、そして一人一人がそのことを認識し、考えていくこともまた大事なことであるという認識のもと、本計画を進めて参りたいと考えております。

以上、ご説明を終わりますので、ご審議の上ご決定くださいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第24号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第19 議案第25号

○議長（多田政拓君） 日程第19、議案第25号安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第25号朗読

議案第25号

安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について、安平町議会基本条例第3条の規定により提案するものである。

説明に入る前に、本計画につきましては2月2日から2月22日に実施しましたパブリックコメント及び2月14日に開催しました高齢者保健福祉部会、介護保険部会、そして2月26日に開催しました全員協議会において、町民や議員、皆様からいただいた意見や提案を反映させた内容として策定しております事をまずご報告致します。

それでは計画書に基づき要点を説明させていただきます。はじめに1ページから12ページの1章計画策定の趣旨及び2章計画の基本目標についてですが、各種計画との整合性をとり計画期間や保険料の設定等を行うことや、国が定める基本指針において町が重点的に取り組む基本目標を記載しております。

次に13ページから32ページの3章高齢者を取り巻く状況・介護サービス事業の現状及び4章介護保険事業計画の概要ですが、安平町の介護認定者数の推移や介護サービスの利用実績等、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、第9期計画期間のサービス利用者数や利用量の推計を行い、3年間の保険料の算定や予算の確保を行うこととしております。

33ページから61ページの5章具体的な施策の展開についてですが、地域包括ケアシステムの構築にかかる取り組みとして実施してきた事業を単年度ごとに評価・見直し、全体的な振り返りとして整理したものをこれまでの取り組み、現状と課題、これからの目標として記載しております。



62ページから67ページの6章高齢者福祉施策の概要ですが、介護保険事業に限らず安平町が実施している在宅高齢者と、その家族に対する支援事業により、生活を支援すること及び介護者の負担軽減を目指す事業に取り組みます。

68ページから74ページの7章認知症施策推進計画ですが、令和5年6月に成立した認知症基本法の基本理念に基づき、安平町においても第9期計画と合わせて策定することと致しました。これまで認知症の人やその家族の視点を大切にしながら認知症の理解を深めるための普及啓発や早期発見の取組みを町の認知症施策において実施してきましたが、今後も認知症の人が尊厳と希望をもって地域で暮らし続けられるようさらに施策を推進していきます。

75ページの8章第9期介護保険料の設定についてですが、計画期間である3年間の収支状況を勘案して3年間を通じて同一の保険料を設定しております。第9期計画で設定した保険料は基準額を5200円とし、第8期計画の保険料と同額としました。算定方法につきましては、国が提供している見える化システムにより算定を行っておりますので、実態とかけ離れた算定はできないものとなっておりますが、余剰財源の活用により5200円であれば計画内は成り立つ積算となりました。

76ページから81ページの9章介護給付費等の対象サービス計画及び10章第1号被保険者の介護保険料についてですが、第9期計画策定にあたり国においては介護保険制度の持続可能性を確保するため低所得者の保険料上昇の抑制を図る目的で高所得者の標準乗率の引上げ及び標準段階数の多段階化が行われ、標準段階が9段階から13段階に変更となりました。安平町においてもこれまで同様、標準段階を区分として設定しております。

以上で説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちょっと気が早くて、国の予算が通ったばかりなのですが、認知症基本法に基づいて道内各市町村において、これに基づいてどのぐらいの予算配置が来るのかね予測しているのか。まだまだ全く通ったばかりで見通しはまだないといったらないでいいし、大体の予想が付くならば基本法に基づいて各市町村に交付される金額等々があるのかないのか。基本法に基づいて要望すればお金が国から交付されるのか、その2点だけお願いします。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 予算の方はまだはっきりしたものは通知とかはまだ来ていないのですが、今後のチームオレンジの活動について、その部分でかかる費用については支援しますというところで通知は来ています。あとは大きなものは新薬の部分でレカネバブという新しい薬が開発されています、その部分で予算が付けられていると聞いています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第25号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第20 議案第26号

○議長（多田政拓君） 日程第20、議案第26号安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[木林総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 議案第26号朗読

議案第26号

安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の給与に関する条例（平成18年安平町条例第44号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の柔軟な働き方が可能となる制度の整備に伴い、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する在宅勤務等手当を新設するため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略しまして条例制定の趣旨及び条例改正の内容についてご説明しますので、議案と一緒に配布している議案第26号資料をご覧ください。

はじめに条例制定の趣旨ですが、提案理由と一部重複しますが昨年の人事院勧告に基づく給与法の一部改正により国家公務員の柔軟な働き方が可能となる制度いわゆる在宅勤務等手当が創設されたことに伴い、当町においても同様にテレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から在宅勤務等手当を新設するものです。

続いて条例改正の内容ですが、在宅勤務等手当の新設に伴い関係条例を改正するもので、（1）安平町職員の給与に関する条例の一部改正では安平町職員の給与に在宅勤務等手当を加え、住居その他これに準ずる場所において、こちらは自宅以外にも2親等内の親族の住居また宿泊施設の客室が含まれます、一定期間以上継続して1か月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して、在宅勤務等手当として月額3000円を支給するもので、これにより在宅勤務等手当が支給される職員であって通勤のために自動車等を使用する場合は、使用距離に応じて定める額から町長が定める割合を減じた額、こちらは50/100となりますので半額を通勤手当として支給するものです。

続く（2）安平町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については附則により改正するものですが、企業職員の給与に在宅勤務等手当を加え、その他の取扱いについては一般職の職員に準ずるものです。

最後に、この条例の施行期日については令和6年4月1日からとするもの

です。

以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第26号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第21 議案第27号

○議長（多田政拓君） 日程第21、議案第27号安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 議案第27号朗読

議案第27号

## 安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員等の旅費に関する条例（平成18年安平町条例第48号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

### （提案理由）

東京都内及び道外の政令指定都市の区域内に滞在する場合の交通費を実費支給に改めるため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略致しまして条例制定の趣旨及び改正条文の内容についてご説明致します。

はじめに条例制定の趣旨ですが、東京都内及び道外の政令指定都市に滞在する場合の交通費について、公務の旅行に要した費用を実費支給とするという旅費制度の主旨を踏まえるとともに、社会情勢の変化に伴い支給額をより実態に則したものとするため関係条例の改正を行うものです。

続いて、改正条文の内容を説明しますので議案裏面をご覧ください。別表第1備考中4に規定のとおり、東京都内及び道外の政令指定都市の区域内に滞在する場合は1日2000円の交通費を支給していましたが、これら規定の趣旨を説明させていただきますと、本来、旅費は旅行中の一切の過不足なく支給するというのが原則ですが、旅費を請求する場合において領収証などの証拠書類を揃えて手続きを行いますと事務が煩雑になることから、あくまでも旅費支給の例外として東京都内などに滞在する場合、交通費として2000円を定額支給してきた経緯があります。なお、この規定については旧町の条例を合併時に調整したものでして、現在はインターネット等の普及により支給すべき交通費や経路を事前に確認できるようになったことや国また他自治体においても実費支給としている現状を踏まえ、これまでの定額支給から実費支給に改正するものです。

次に附則第2項の関係ですが、先程の安平町職員等の旅費に関する条例の一部改正に併せ、安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例についても、同様の改正を行うものです。

最後にこの条例の施行期日は令和6年4月1日からとするものです。

以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑

はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第27号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第22 議案第28号

○議長(多田政拓君) 日程第22、議案第28号安平町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。

[木林総務課長挙手]

○議長(多田政拓君) 総務課長。

○総務課長(木林直樹君) 議案第28号朗読

議案第28号

安平町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員定数条例(平成18年安平町条例第23号)の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

(提案理由)

定年年齢の段階的引き上げ及び年齢構成の偏りを考慮した計画的な職員採用など、中長期的な視点に立った定員管理を行い、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、職員定数の配分を見直すため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略しまして、条例制定の趣旨及び改正条文の内容についてご説明します。

はじめに条例制定の趣旨ですが、今年度からの段階的な定年引上げによる退職者数の見通しを踏まえるとともに、年齢構成の偏りを考慮した計画的な職員採用など、中長期的な視点に立った定員管理を行う必要があることから、職員定数の配分を見直し改正するものです。

続いて改正条文の内容をご説明しますので、新旧対照表をご覧ください。第2条で規定します職員の定数のうち町長の事務部局の職員を109人から121人へ、議会の事務部局の職員を4人から3人へ、教育委員会の事務部局の職員を30人から20人へ、農業委員会の事務部局の職員を3人から2人へそれぞれ改めるもので、全体の職員定数に変更はありません。

最後にこの条例の施行期日は令和6年4月1日からとするものです。

以上、ご説明申し上げ、ご審議のうえご決定下さいますようお願い致します。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第28号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第23 議案第29号

○議長（多田政拓君） 日程第23、議案第29号安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[木林総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 議案第29号朗読

議案第29号

安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年安平町条例第26号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略しまして条例制定の趣旨及び条例改正の内容についてご説明しますので議案と一緒に配布している議案第29号資料をご覧ください。

はじめに条例制定の趣旨ですが、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから所要の改正を行うものです。

次に改正法の趣旨ですが、平成29年に会計年度任用職員制度が創設され、



期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当については地方公共団体における期末手当の定着状況などを踏まえた上での検討課題とすべきとされていたところですが、その後、国の非常勤職員における勤勉手当の支給状況や地方公共団体における期末手当の支給状況が制度導入時と比べ定着してきたことを踏まえ、本年4月1日から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができることとされたところです。

続いて条例改正の内容ですが、勤勉手当の支給を可能とするため関係条例を改正するもので、まず（1）安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加え、支給対象となる職員の範囲についてはフルタイム会計年度任用職員、また、パートタイム会計年度任用職員ともに、すでに支給されている期末手当の支給対象と同様のものになります。参考までにイのフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当についてご説明しますと、（ア）に記載のとおり任期が6か月以上の会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするものです。次に（イ）の6か月に満たない職員で、その下のaの同一の年度内において任期終了後に再度任用された結果、任用期間の合計が6か月以上に至った時。もう1点はbの6月に勤勉手当を支給する場合で、前年度における任用期間と支給年度の任用期間の合計が6か月以上に至ったとき。こちらにつきましては、a、bともに任期が6か月以上の職員とみなし勤勉手当を支給することができるものです。

続きます（2）安平町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については附則により改正するものですが、これまで勤勉手当を支給する職員から除外されていた会計年度任用職員を支給対象とするための改正となります。

最後に、この条例の施行期日は令和6年4月1日からとするものです。

以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定下さいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらの勤勉手当の関係なのですが、総務省からの連絡文書が来ているかと思うのですが、2023年の4月までに遡って支給ができる、財源がありますということなのですけれども、安平町としては行うかどうか考え方を伺います。

〔木林総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） 安平町については地方自治法との整合を図りまして、あくまでも令和6年4月1日からの施行と考えています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 遡及して手当を支給できない、やらない理由を伺ってよろしいですか。

〔木林総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） これは一般職もそうなのですが、これまで国公準拠を基本としてきていますので同じ考えです。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければこれで質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第29号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） 日程第24、議案第30号安平町キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 議案第30号朗読

議案第30号

安平町キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

安平町キャンプ場条例（令和2年安平町条例第6号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

ときわキャンプ場及び鹿公園キャンプ場の料金改定を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条文の朗読を省略し、改正内容についてご説明致します。

主な改正内容ですが、令和5年度に拡張工事を行ったときわキャンプ場のオートサイトの料金を新たに設け、拡張工事によって廃止した有料パークゴルフ場の料金の廃止及びときわ、鹿公園両キャンプ場の共通料金であり持込テントやタープを用いずキャンプ場のスペースを利用する施設使用者の料金につきまして廃止するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。別表第6条及び第12条関係でございしますが、上から4行目の区画サイトの下にオートサイト料金を設定し、1区画1泊の基本料金を4000円、町民料金につきましては2分の1の2000円としました。基本料金を4000円とした根拠でございしますが、全道の有名なオートキャンプ場の料金を参考とし、当町と同様に電源を備えていないオートサイト料金がおおよそ4000円であったことから採用することとしました。

次にバーベキューコーナーの下にありましたパークゴルフ場でございます

が、先ほどご説明したとおり拡張工事によって廃止したことから料金を削除。

続いてキャンピングカーの下にございました施設使用者につきましては、デイキャンプをイメージし料金設定しておりましたが、フリーサイトのテント1張分のスペースを占有すること及び宿泊者を優先させたい考えに改めることから廃止するものでございます。

また、別表下でございます備考の中にパークゴルフ場及び施設使用者に関する項目がございますので、これを整理するものとし、2、3、8を削除し、1から9までの項目を1から6までとして整理するものでございます。

附則でございますが令和6年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第30号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第25 議案第31号

○議長（多田政拓君） 日程第25、議案第31号道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[塩谷建設課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 議案第31号朗読

議案第31号

安平町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

安平町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料を改定し、併せて安平町道路占用料徴収条例で定める額を根拠とする準用河川流水占用料等徴収条例、普通河川管理条例及び公園条例並びに道の駅条例の定める額を改定するため、この条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧ください。条文の朗読を省略し、改正内容についてご説明致します。

主な改正内容ですが、令和3年度の固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の動向等を踏まえ、道路法施行令別表に定める占用料の額が見直されたことからこれを参酌し、安平町道路占用料徴収条例を改定します。また、この条例を根拠として占用料等を定めている4つの条例も併せて見直すものでございます。

新旧対照表をご覧ください。安平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の第1条関係ですが、別表中、電柱類、地下占用管類等の定額物件については、道路法施行令の別表に掲げる第1級地から第5級地の占用料のうち、国土交通大臣が定める各所在地に該当する市町村が定められている表の中で、当町は第5級地に該当していることから、第5級地の占用料を参酌し、地下街、地下室等の占用件数が限られている定率物件については、道路法施行令の率を参酌し変更するものです。

続いて、道路占用料徴収条例以外の関連する4つの条例についてご説明致します。事前に配布してあります議案第31号資料をご覧ください。こちらは道路占用料徴収条例の改正する別表のうち関連する他の4つの条例と互いに

関係する部分を抜粋し、対比しながら説明する資料となっております。左側に道路占用料徴収条例を配し、右側が関連する条例となっております。最初に、安平町準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正、第2条関係ですが別表第2の土地占用料表中、表の一番左にある番号9番の管類及び10番の電柱類は安平町道路占用料徴収条例の別表中、法第32条第1項第1号及び第2号に掲げる物件と同額としております。また、11番の鉄塔は法第32条第1項第1号のうち最後のその他のものの中に送電鉄塔が含まれているため、これと同額としております。

次に安平町普通河川管理条例の一部改正、第3条関係ですが、準用河川流水占用料等徴収条例の別表第2と同じくしていることから説明を割愛させていただきます。

次に、安平町公園条例の一部改正、第4条関係ですが、別表第2の中に2つ表があり、はじめに2の法第6条第1項または第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合の表中、電柱類、管類、郵便差出箱または信書便差出箱及び公衆電話所につきましては、安平町道路占用料徴収条例の別表中、法第32条第1項第1号及び第2号に掲げる物件と同額とし、標識につきましては道路法施行令第7条第1号に掲げる物件を、工事用施設及び工事用材料については政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料を、仮設工作物につきましては政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設と同額としております。

次に3の募金その他これらに類する行為の臨時的なもの及びその他のものは、安平町道路占用料徴収条例の別表中、法第32条第1項第6号に掲げる施設の祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの及びその他のものと同額としております。

次に安平町道の駅条例の一部改正、第5条関係ですが、別表で掲げる商業行為を伴わない屋外利用の1平方メートル当たりの日額料金が安平町道路占用料徴収条例の別表中法第32条第1項第6号に掲げる施設の祭礼、縁日等に際し一時的に設けるものを参酌していることから同額にするものです。

附則ですが施行日を令和6年4月1日とします。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう、お願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 第5条の1㎡あたり確か7円ってあったのでね。それ

で6円になったのですが、これ7円を6円にする根拠って何なのか。しなければならぬのか、そのまま7円で結構ではないのかなと思いますがその点いかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 元々これの占用料関係の根拠となるのが先ほど申し上げましたが地価の価格となります。国の道路占用料関係について施行令の中で変更があったということですが、これは全国的な数値を用いた形で第1級地から第5級地という形で定めています。我々はそれを参酌してやっているわけですが、全国的な話になってしまうのですが、この部分が7円から6円に落ちてしまったということをそのとおりに当てはめてやっている。これがまた数年後、3年後また評価額の改訂があって土地が上がればまたさらに上がってくる形になると思います。

○3番（小笠原直治君） そういうもんなんだ。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第31号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） 日程第26、議案第32号安平町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 議案第32号朗読

議案第32号

安平町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

安平町公営住宅条例（平成18年安平町条例第135号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもの。

裏面をご覧ください。改正条文の朗読を省略し一部改正の内容をご説明致します。新旧対照表をご覧ください。

入居者の資格として、これまで配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に該当するものとしておりましたが、この度同法により、これまで保護命令として接近禁止命令と退居命令が改正前の同法第10条第1項に規定されていましたが、接近禁止命令の要件の改正に伴い、改正後の同法では第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることとなり、これに伴い保護命令に関して第10条第1項を引用している箇所を第10条第1項または第10条の2に改正される事により、この条例の一部も改正するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、お願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。



〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） こちら、この条文の変更によって具体的にどのように変わるのかちょっと見えなかったものですから。ただ条文の整理だけなのか、それとも実際に何か変わるのかお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 現行では第10条保護命令としており、第10条第1項内において接近禁止命令と退去命令が記されていましたが、改正後は第10条、こちらが接近禁止命令となり第10条第1項に記され、第10条の2こちらが退去等命令となり、第10条の2に記されるようになり、この第10条の2は新設となっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） ただ条文で、この1つだったものが2つに分けたというだけで内容は変わらないという理解でいいかどうかという確認だったのですが。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） まず接近禁止命令の発令要件について、さらなる身体に対する暴力または生命、身体、自由等に関する脅迫により心身に重大な危害を受ける恐れが大きいと拡大され、これが今まで6か月間というところが1年間に伸長されています。それと退去等命令の期間についてですが、これが今までは2か月間だったのが最長6か月間という形で期間の方も伸長されています。

- 議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に

討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第32号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第27 議案第33号

○議長(多田政拓君) 日程第27、議案第33号安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第33号朗読

議案第33号

安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

安平町介護保険条例(平成18年安平町条例第108号)の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

第9期介護保険事業計画で見込まれる介護保険の受給者数、介護サービス量等に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額等を定める

のに加え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るものとするため、この条例の制定について、提案するものである。

改正条文の朗読を省略し、一部改正の趣旨及び新旧対照表によりご説明致します。

今回提案いたします条例の一部改正は、第9期介護保険事業計画策定に係る計画期間に合わせ、第8条に規定する賦課期日を令和6年度から令和8年度へ改正し低所得者の保険料上昇の抑制を図る目的で、高所得者の標準乗率の引上げ及び標準段階数を9段階から13段階に多段階化するものとなります。

それでは新旧対照表によりご説明致します。第8条中、賦課期日の令和3年度から令和5年度を令和6年度から令和8年度に改め、同項第9号に第10号から第13号の各号を追加するものです。また、附則においては所得段階第1段階から第3段階までの保険料を軽減するため、第1号から第3号の各号を改めて定めるものです。

施行月日につきましては令和6年4月1日からとなります。

以上で説明を終わりますがご審議の上ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第33号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第28 議案第34号

○議長（多田政拓君） 日程第28、議案第34号安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第34号朗読

議案第34号

安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

安平町水道事業給水条例（平成28年安平町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

水道法の改正に伴い、水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるため、この条例の制定について、提案するものである。

条例本文の説明を省略し、はじめに一部改正の趣旨をご説明致します。

今回提案いたします条例の一部改正につきましては、水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化・耐震化への対応、また、災害発生時の断水への迅速な対応が求められていることを背景に、現在、水道整備・管理行政を所管する厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省への移管が行われるとともに、水質基準の策定等に関して環境省への移管が行われることから所要の改正を行うものとなります。

それではこれより新旧対照表によりご説明致します。

第2条第1項第2号給水装置工事の軽微な変更の規定について、厚生労働省令を国土交通省令に改め、次のページ第34条第2項につきましても同様に厚生労働省令を国土交通省令に改めるものです。なお、改正本文において附則第1項として、この条例の施行期日を令和6年4月1日からと規定してい

ます。

次のページ、附則第2項関係につきましては只今ご説明致しました安平町水道事業給水条例の一部改正に併せ、安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するもので、第4条第6号水道技術管理者の資格の登録について厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものです。

次のページ、附則第3項関係につきましても安平町水道事業給水条例の一部改正に合わせ安平町早来富岡地区専用水道事業給水条例の一部を改正するもので、第4条第2号給水装置工事の軽微な変更の規定について厚生労働省を国土交通省に改めるものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第34号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第29 議案第35号

○議長（多田政拓君） 日程第29、議案第35号安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説

明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第35号朗読

議案第35号

安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年安平町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年12月26日内閣府令第86号）の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴う変更について必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の朗読は省略致しますが、はじめに提案理由を補足説明した上で新旧対照表によりご説明致します。

この条例は本町の認定こども園に関する内容となっておりますが、掲示の方法と記録の取り扱いに電子媒体の活用内容が追加されたものです。

新旧対照表によりますが、第23条は重要事項の表示に電子通信回線を利用しての閲覧を行う事の記載となっております。第62条2項2号では一部の方法に特定されていた記録媒体を多様化しているものへの対応表現に変更するものであります。

この改正条例は令和6年4月1日の施行となっております。

以上で説明を終わります、ご審議のうえご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 発言無しと認め討論を終わります。これから議案第35号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第30 議案第36号

○議長（多田政拓君） 日程第30、議案第36号安平町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第36号朗読

議案第36号

安平町児童館条例の一部を改正する条例の制定について

安平町児童館条例（平成21年安平町条例第29号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

児童及び保護者のニーズに対応した利用機会の拡大について必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の朗読は省略し新旧対照表によりご説明致します。

第8条に記載される使用時間をこれまでの午前9時から午後6時までを朝2時間繰り上げて午前7時から受入れを可能とするものです。現時点では2地区の児童館のニーズと受け入れ体制整備に違いがありますので実施時期は異なりますが、条例は令和6年4月1日の施行としております。

以上で説明を終わります、ご審議の上ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長(多田政拓君) 小笠原議員。

○3番(小笠原直治君) ざくばらんと言いますと、保護者の都合によってどうしても朝早く子どもを預かっていたきたいという要望だろうと思っております。それで実態として何件ぐらいの数が上がってきているのかね。

それで基本的な部分で、これらの問題について児童館が扱うものなのかどうなのかについてちょっと私疑問を感じて、児童館ではなくて私は学校が預かってもいいのではないかと思っているのです。それで追分のこども園に関係しましては今のところ該当者は無いと聞いていますし、あったとしてもこども園から小学校まで行く距離的な問題があつて、7時に来たところで何分も預からないで学校に向かっていくという状況もあると聞いていますので、追分地区におけるこれらの問題についてどうなのかなという問題と、早来地区において私はなぜ学校なのかということと、2時間増えることによってかなりの要員と経費が重なるだろうと思うし、特にこの人手不足の中でそれだけの人が確保でき得るのかという問題点があつて、それならば図書館がありますから、早来学園には図書館がありますから図書館の時間をちょっと上げて、そこで子どもたちが待機と言ったらおかしいですが、するような形にし



た方が経費的に安いのかなと思っています。そんな意味で、根本的には教育委員会の中で担当者含めて議論したと思うのですが、何となく児童館の考え方からすると何となくずれているような気がしてむしろ何とかいい方法があるのかなと思いますし、将来働き方改革で色んな働く時間になっていく時に増えていくのかそうではないのかはわかりませんが、ただ私はそれらを含めていった時にどうなっていくのかということと経費の問題。どっちが経費削減になっていくのかね。それら含めて聞きたいと思うし、今先ほど言ったようにもう1点は追分地区こども園ではいけませんから、それでも条例で決まった以上は7時からの体制をしっかりと整えていくのかね。それは臨機応変にいくのか、そこ辺り2、3点聞きたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まずこの児童館の時間延長をする一番の考え方としては、先ほど学校がというようなお話もありましたが、そもそも学校の始業時間は約8時ちょっと前ぐらいというところがありますが、これまで早く来た子のために先生方はその時間を早めて来ていたりとか、また、授業が始まる前、本来ですと授業の準備等をしなければいけないというところにもこの子どもを見なければいけないということが生じていまして。ここは働き方改革を今進めている学校側の課題点として1つ上がってきたこと。

あとは早来地区の、今現在早来地区に限らず保護者の方が両親ともに仕事に就いていらっしゃる方が多くなってきたことや交代制の業務になっている方においては、かなり朝早くからとか例えば早来地区ですと苦小牧、千歳が事業所であるというような形の中で具体的正確な人数というのは必ずしも毎日がそのコンスタントに何十人というわけではないですが、一定の要望があり、早来地区ではこども園の前に早朝の保育も実際には行っているというような実態もありますから、一定数のお子さんの数がいらっしゃるということで、この部分が早来地区では一番課題点としてなった朝の問題となっています。

追分地区は園の方で正確に希望調査も行ったうえで1週間で数人、毎日ではないというところがあったので、先ほど議員がお話されたように体制を含めて今のところは導入はしないというような考え方になっていっていますが、当然これからどういった状況になっていくかということの課題はありますから、今の時点で少なくとも早来地区の体制は整えていきたいというところでこの条例の改正を行う形にさせていただきました。

あとは例えばまなびおでといったところもありますが、結果的にかかる経費なり、あとはただの居場所として開放という部分に関しては多少問題がありまして。この朝、児童館に行った方に関しては学校までの登校もきちんと

フォローするというところも含めて契約を行っているので、通常まなびおの役割としては単純に人件費をかけたということになれば同じ活動にはならないのかなというところがあります。確かに議員がおっしゃるとおり児童館だってそういった目的のそもそものところではないのではないかとありますが、朝早くても児童館そもそもの目的としてお子さんが使うことの部分はきちんとまなびおとは違って行えるというところもありますので、色々部内でも何が一番経費も含めて問題が無いのかというところを調整したうえで今回の条例改正にさせていただいているところです。ですから実態の流れも含めて、そこはできるだけ経費も含めて今後きちんと対応させていただければと考えていますが、今現時点ではこの対応策が一番適切かということを進めさせていただいているので提案させていただいた内容となっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 確認をいたします。それでは7時から要員配置をしてやっていくというのが早来地区であって、追分地区については7時開園ではなくて状況が変わった場合については検討しながらいくということですね。

それともう1点、私、学校というのではなくてせっかく図書館があるのでその開く時間をちょっと上げた方が、私の感覚ですよ、時間を上げた方でそこに子どもたちが行った方が私は経費が安いような気がして。これ2時間ですから2時間分って結構な人件費に跳ね返ってくるだろうと思うのですけれども、そこ辺り含めて私は先生にやれというのではなくて図書館のところの開館時間を上げた方がいいのかなと言う形で。いやそうではなくて変わらないっていうなら結構ですけれども、そんな意味で言っただけであって、総体的にこの予算、いわゆる2時間の分でどのぐらいの予算を計上、頭の中に入れていっているのですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） どちらかの時間という部分では、時間延長という部分でも人件費はかかるかなと思っています。ただ、まなびおで例えば一人だけで自由にそこで居てくださいという部分であれば、当然その部分の経費で抑えることはできるかもしれないのですが、一応児童館においては、ある一定の基準の中で考えて、きちんとした体制で対応したいという考え方を持っているので、ちょっとそこら辺のところは今回児童館に決定させていただいたというようなところです。

どのぐらいの経費かは今すぐ差っ引きで私捉えていませんので、後ほど予算の時にでもご説明させていただければというようなところです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○3番（小笠原直治君） はい。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わり、次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第36号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第31 議案第37号

○議長（多田政拓君） 日程第31、議案第37号東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第37号朗読

議案第37号

東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の変更について

東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

東胆振3町介護認定審査会の共同設置に係る協定書に基づき事務局を安平町に変更するための当該審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案するものである。

規約本文の説明を省略し、はじめに一部改正の趣旨をご説明します。今回提案致します規約の一部改正につきましては、3年を1期として、むかわ町・厚真町・安平町の3町共同で事務局を担当しております東胆振3町介護認定審査会の現事務局である厚真町の任期が令和5年度で終了することに伴い、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、次期事務局である安平町に変更する為の規約改正をするものとなります。

それでは新旧対照表によりご説明致します。改正内容につきましては厚真町から安平町に名称変更するもので、第3条は事務局の場所、第4条は審査会委員の任命権者を厚真町長から安平町長に、続く第5条は審査会事務を補助する職員、第6条は負担金の交付先を厚真町から安平町に、第7条の決算報告、裏面に続く第9条審査会委員の身分に関する規定、第10条の委員の懲戒処分等については厚真町長から安平町長に変更するものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第37号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第32 議案第38号

○議長(多田政拓君) 日程第32、議案第38号東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。提案説明を求めます。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事(小坂橋憲仁君) 議案第38号朗読

議案第38号

東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について

東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

東胆振3町障害支援区分認定審査会の共同設置に係る協定書に基づき、事務局担当町を安平町へ変更するため、当該審査会共同設置規約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案するものである。

改正規約の朗読を省略し一部改正の内容をご説明致します。今回提案する規約の一部改正につきましては安平町、厚真町、むかわ町の3町が共同で設置している東胆振3町障害支援区分認定審査会の事務局について3年を1期として受け持つこととされておりますが、現在の事務局である厚真町の任期

が令和5年度で終了することに伴い、次の事務局である安平町に変更するため規約を改正するものとなります。

新旧対照表をご覧ください。改正内容については全て厚真町から安平町に変更するもので、第3条は事務局の執務場所、第4条は認定審査会の委員の任命方法、第5条は負担金の納入先、第6条は決算報告、第8条は委員の身分の取り扱いに関する規定、第9条は委員の懲戒処分について改正するものとなっております。

以上で、提案説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第38号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第33～38 議案第39号～第44号

○議長（多田政拓君） 日程第33、議案第39号令和6年度安平町一般会計予算について

日程第34、議案第40号令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第35、議案第41号令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予

## 算について

日程第 36、議案第 42 号令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算について

日程第 37、議案第 43 号令和 6 年度安平町水道事業会計予算について

日程第 38、議案第 44 号令和 6 年度安平町下水道事業会計予算について

以上 6 件を一括議題とします。各会計予算について説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 各会計について一括提案をさせていただきます。

それでは議案の朗読は議案第 39 号安平町一般会計予算についてのみとさせていただきます、3 事業特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計については議案の朗読を省略し、各会計の歳入歳出予算の総額の説明をもって提案説明とさせていただきます。

## 議案第 39 号

### 令和 6 年度安平町一般会計予算について

令和 6 年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

### （提案理由）

令和 6 年度安平町一般会計予算について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

### 令和 6 年度安平町一般会計予算

令和 6 年度安平町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,522,548 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

議案第40号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度安平町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)



第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ874,701千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

#### 議案第41号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

議案第42号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算について

令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ912,903千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(介護サービス事業勘定歳入歳出予算)

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,226千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により保険事業勘定歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

## 議案第43号

### 令和6年度安平町水道事業会計予算について

令和6年度安平町水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和6年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

### 令和6年度安平町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度安平町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出に対して不足する75,142千円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,565千円、当年度損益勘定留保金47,248千円、減債積立金24,329千円で補填するものとする)

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は119,616千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、2,747千円と定める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

#### 議案第44号

令和6年度安平町下水道事業会計予算について

令和6年度安平町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川秀一郎

(提案理由)

令和6年度安平町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

令和6年度安平町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度安平町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、総係費726千円の財源に充てるため、企業債700千円を借り入れた。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する15,792千円については当年度分損益勘定留保資金15,792千円で補てんするものとする。)

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ5,248千円及び14,674千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流量することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は180,491千円である。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは各会計の歳入歳出予算の総額について説明を致します。

令和6年度安平町一般会計予算について歳入歳出予算の総額は、歳入歳出

それぞれ95億2254万8000円と定める。

議案第40号、令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7470万1000円と定める。

議案第41号、令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7177万円と定める。

議案第42号、令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算について、保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1290万3000円と定める。介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ622万6000円と定める。

議案第43号、令和6年度安平町水道事業会計予算について、収益的収入及び支出の予定額は、収入3億9510万円、支出3億4869万1000円と定める。資本的収入及び支出の予定額は、収入5934万8000円、支出1億3499万円と定める。

議案第44号、令和6年度安平町下水道事業会計予算について、収益的収入及び支出の予定額は、収入6億7125万4000円、支出6億4291万円と定める。資本的収入及び支出の予定額は、収入4億568万6000円、支出4億2147万8000円と定める。

以上で、令和6年度安平町一般会計予算ほか3事業特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計予算の提案説明を終わります。ご審議の上、ご決定下さいますようお願い致します。

---

## ◎ 予算審査特別委員会の設置、予算案付託及び委員の選任

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。各会計予算の説明が終わりました。

お諮り致します。只今一括上程しました議案第39号から議案第44号までの令和6年度各会計予算については、本定例会初日に議会運営委員長から報告がありましたとおり、議長を除く11名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ本定例会会期中に審査を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。従ってそのように決定しました。

只今設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっています

ので指名致します。

1 番 工 藤 秀 一	2 番 米 川 恵美子	3 番 小笠原 直 治
4 番 鳥 越 真由美	5 番 田 村 興 文	6 番 工 藤 隆 男
7 番 三 浦 恵美子	8 番 箱 崎 英 輔	9 番 内 藤 圭 子
10 番 高 山 正 人	11 番 梅 森 敬 仁	

以上 11 名を指名致します。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって只今指名したとおり、予算審査特別委員会の委員に選任されました。

次に特別委員会の委員長及び副委員長を互選いたします。委員長及び副委員長の互選は委員会条例第 7 条第 2 項の規定により委員会において互選することになっております。只今選任された予算審査特別委員は休憩中に議員控室において委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第 8 条第 1 項の規定によりここに召集致します。

暫時休憩致します。特別委員会の皆様は議員控室へ移動し、正副委員長を互選の上報告願います。

(暫時休憩)

(正副委員長の互選)

○議長(多田政拓君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を致します。休憩中に特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告致します。予算審査特別委員会委員長に、

委員長	3 番	小笠原 直 治
副委員長	7 番	三 浦 恵美子

が選任されました。

以上のとおり互選の報告がありましたのでお知らせ致します。

また、委員長より付託事件審査のため、この後 15 時 10 分より委員会を開会したいとの申し出がありました。

お諮りします。これより予算審議のため、委員会が終了するまで本議会を休会としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認め予算審査特別委員会が終了するまで本会

議を休会とすることに決定しました。以上で休会とします。

延会 午後 2時51分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---